

飼養保管施設・実験室の設置について

京都大学において、哺乳類、鳥類及び爬虫類の実験動物を飼養・保管する場合には、その飼養保管施設および実験室に対して、以下の手続きを行って下さい。

1) 飼養保管施設の設置承認申請

- 実験動物を恒常的に飼育若しくは保管し、又は動物実験を行う施設・設備(飼養保管施設)を設置するには、「飼養保管施設設置承認申請書(様式 4)」を提出して下さい。
- 各部局の担当者まで提出して下さい。
- 提出された『飼養保管施設設置承認申請書』は、部局動物実験委員会において審査し、部局長が承認します。
- 承認された飼養保管施設以外の場所では、実験動物を飼育・保管できません。
- 実験動物管理者は、事前に教育訓練を受講する必要があります。

2) 実験室の設置承認申請

- 実験動物に実験操作を加える部屋を設置するには、「実験室設置承認申請書(様式 5)」を提出して下さい。
- 実験室とは、飼養保管施設より搬出した実験動物、あるいは動物業者から購入し搬入された実験動物に対して、実験操作・処置等を加えたり、観察を行う場所をいいます。実験操作などのために、48 時間以内において一時的に保管する場合を含み、それ以上の保管は認められません。
- 飼養保管施設内に設置する実験室も含まれます。
- 申請する実験室毎に作成して下さい。
- 各部局の担当者まで提出して下さい。
- 提出された『実験室設置承認申請書』は、部局動物実験委員会において審査し、部局長が承認します。
- 承認された実験室以外の場所では、実験動物に対する実験操作ができません。

3) 飼養保管施設・実験室の廃止

- 飼養保管施設・実験室を廃止する場合は、「施設等(飼養保管施設・実験室)廃止届(様式 6)」を提出して下さい。
- 各部局の担当者まで提出して下さい。